

令和2年4月19日

保護者様

二本松市教育委員会教育長

非常事態宣言後の新型コロナウイルス感染症に係る 臨時休業等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策本部の非常事態宣言を受け、本市教育委員会においては、児童・生徒及び教職員の安全、休業中の学習内容の保障、家庭生活の対応等々を鑑み、以下のように対応します。

記

1 臨時休業期間及び校種等

令和2年5月6日（水）まで延期

二本松市立小学校（16校）

二本松市立中学校（7校）

令和2年4月20日（月）～令和2年5月6日（水）

二本松市立幼稚園・こども園（9園）

※ 休業中は、必要に応じて1日または2日の学校登校日を設け、児童生徒の健康状態の把握、学習及び基本的な生活習慣についての指導、相談等を実施します。

2 臨時休業期間中の学習保障について

臨時休業の長期化や突発的な臨時休業により、児童生徒の学習が十分に保障できないことや、学校において学び直しをする機会を保障することができないことも想定されることから、家庭学習シートを作成し配布いたします。準備期間も必要なことから、配布は4月24日以降となります。

3 学校預かり等について

学校預かりは、基本的に実施しませんが、特別支援学級に通級している児童生徒については、希望により学校預かりとし、校長と保護者との協議の上決定します。

4 その他

その他、詳細については、各学校よりお知らせいたします。